

中部における基本方針に定める 移動等円滑化の目標達成状況

令和5年度末時点集計値による

背景

- 基本方針における第2次目標は令和2年度までを期限としていたため、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、令和2年12月に新たな目標をとりまとめた。

(第8回検討会:令和元年11月15日、第9回検討会:令和2年1月16日、第10回検討会:令和2年6月17日、第11回検討会:令和2年11月18日)

第3次目標の設定に向けた見直しの視点

- ・第2次目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・第3次目標については、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意。
 - 各施設等について 地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - 聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」^(※2)の推進

※1:新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2:「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を體現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・第2次目標:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・第3次目標:社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、5年間とした。^(※3)

※3:新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

- ・バリアフリー法に基づく基本方針に定められた2025年度までの第3次整備目標の達成状況は下記のとおり。
- ・参考値及び現状値については、小数第1位を四捨五入している。

2025年度末までの目標			2020年度末 (参考値)	2023年度末 (現状値)	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等
鉄軌道	3,000人以上/日及び 基本構想の生活関連施設に位置付けられた 2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約93%	約94%	原則 100%	・ 地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限り可能な限りの整備を行う
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約38%	約45%	原則 100%	・ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
		案内設備※3	約75%	約77%	原則 100%	・ 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める
		障害者用トイレ※4	約92%	約92%	原則 100%	・ 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数		2,192番線 (334番線)	2,647番線 (559番線)	3,000番線 (800番線)	・ カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数（内数表記）
鉄軌道車両		約49%	約60%※5※6	約70%※7	・ 新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める	
バス	3,000人以上/日及び 基本構想の生活関連施設に位置付けられた 2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約91%	約93%	原則 100%	・ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約91%	約86%	原則 100%	
		案内設備※3	約73%	約79%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約71%	約72%	原則 100%	
	乗合バス車両	ノンステップバス	約64%	約71%※5	約80%	・ 高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		リフト付きバス（適用除外車両）	約6%	約9%※5	約25%	
		空港アクセスバス※8	約32%	約41%※5	約50%	
	貸切バス車両		1,066台	1,229台	約2,100台	

2025年度末までの目標			2020年度末 (参考値)	2023年度末 (現状値)	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等
タクシー	福祉タクシー車両	ユニバーサルデザインタクシーの割合	41,464台	52,553台※5	約90,000台	
			-	約9%※5※9 【別紙参照】	100%	・各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
旅客船	2,000人以上/日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	100%	約94%	原則 100%	・離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	100%	約82%	原則 100%	
		案内設備※3	約89%	約65%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約89%	約94%	原則 100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)		約53%	約58%※5	約60%	・2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ・その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	2,000人以上/日の航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約95%	100%	原則 100%	・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	100%	約98%	原則 100%	
		案内設備※3	100%	約95%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	100%	100%	原則 100%	
	航空機		約99%	100%※5	原則 100%	
道路	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路		約67%	約71%	約70%	
都市公園	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場	約64%	約64%※11	約70%	・その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		駐車場	約55%	約56%※11	約60%	
		便所	約62%	約63%※11	約70%	

基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2023年度末)

2025年度末までの目標		2020年度末 (参考値)	2023年度末 (現状値)	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等
路外駐車場	特定路外駐車場	約71%	約75%[P]	約75%	
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物	約62%	約64%	約67%	- 床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 - 公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率	約98%	約99%	原則 100%	
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	—	約66%	原則 100%	
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	11自治体	44自治体	約350自治体	(※全市町村(約1,740)の2割程度に相当)
	移動等円滑化基本構想の作成	309自治体	325自治体	約450自治体	(※2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の6割に相当)
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度※10	約24%	約22%	約50%	移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合※10	約82%	約81%	原則 100%	

- ※1 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、横断路、エレベーター、エスカレーター等が対象)及び鉄軌道駅に限っては公共交通移動等円滑化基準第18条の2への適合をもって算定。
- ※2 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。
- ※3 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。
- ※4 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。また、トイレを設置している施設における割合。
- ※5 各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
- ※6 2020年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2か所以上とすること等を義務付け)への適合状況。
- ※7 2020年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2か所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定。
- ※8 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港(27空港))へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。
- ※9 タクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合。
- ※10 インターネットモニターアンケート「公共交通機関を利用する際の配慮について」による。
- ※11 2022年度末の値。

基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2023年度末)

【別紙】ユニバーサルデザインタクシーの割合(目標:各都道府県において総車両数の約25%を達成)

都道府県	総車両数※	UDタクシー車両数	総車両数に対する割合	都道府県	総車両数※	UDタクシー車両数	総車両数に対する割合
北海道	8,843	1,587	17.9%	滋賀	1,083	82	7.6%
青森	2,245	205	9.1%	京都	5,634	730	13.0%
岩手	1,941	72	3.7%	大阪	14,265	2,179	15.3%
宮城	3,478	293	8.4%	兵庫	6,200	824	13.3%
秋田	1,001	41	4.1%	奈良	956	75	7.8%
山形	1,140	99	8.7%	和歌山	1,274	112	8.8%
福島	2,126	254	11.9%	鳥取	535	179	33.5%
茨城	2,411	130	5.4%	島根	934	44	4.7%
栃木	1,626	185	11.4%	岡山	2,533	186	7.3%
群馬	1,373	84	6.1%	広島	4,844	451	9.3%
埼玉	5,294	1,230	23.2%	山口	2,045	57	2.8%
千葉	5,505	1,563	28.4%	徳島	912	10	1.1%
東京	29,938	19,530	65.2%	香川	1,361	62	4.6%
神奈川	9,494	2,141	22.6%	愛媛	1,809	88	4.9%
山梨	814	98	12.0%	高知	1,011	91	9.0%
新潟	2,379	231	9.7%	福岡	8,395	1,431	17.0%
富山	688	132	19.2%	佐賀	965	113	11.7%
石川	1,635	166	10.2%	長崎	2,228	139	6.2%
長野	2,216	157	7.1%	熊本	2,672	102	3.8%
福井	819	94	11.5%	大分	1,936	320	16.5%
岐阜	1,665	250	15.0%	宮崎	1,796	98	5.5%
静岡	4,301	687	16.0%	鹿児島	2,801	142	5.1%
愛知	7,203	2,228	30.9%	沖縄	3,453	604	17.5%
三重	1,059	132	12.5%	合計	168,836	39,708	23.5%

※ 輸送実績報告(旅客自動車運送事業等報告規則第2条の規定による報告)より。

鉄 道

中部の鉄軌道駅のバリアフリー状況(県別)

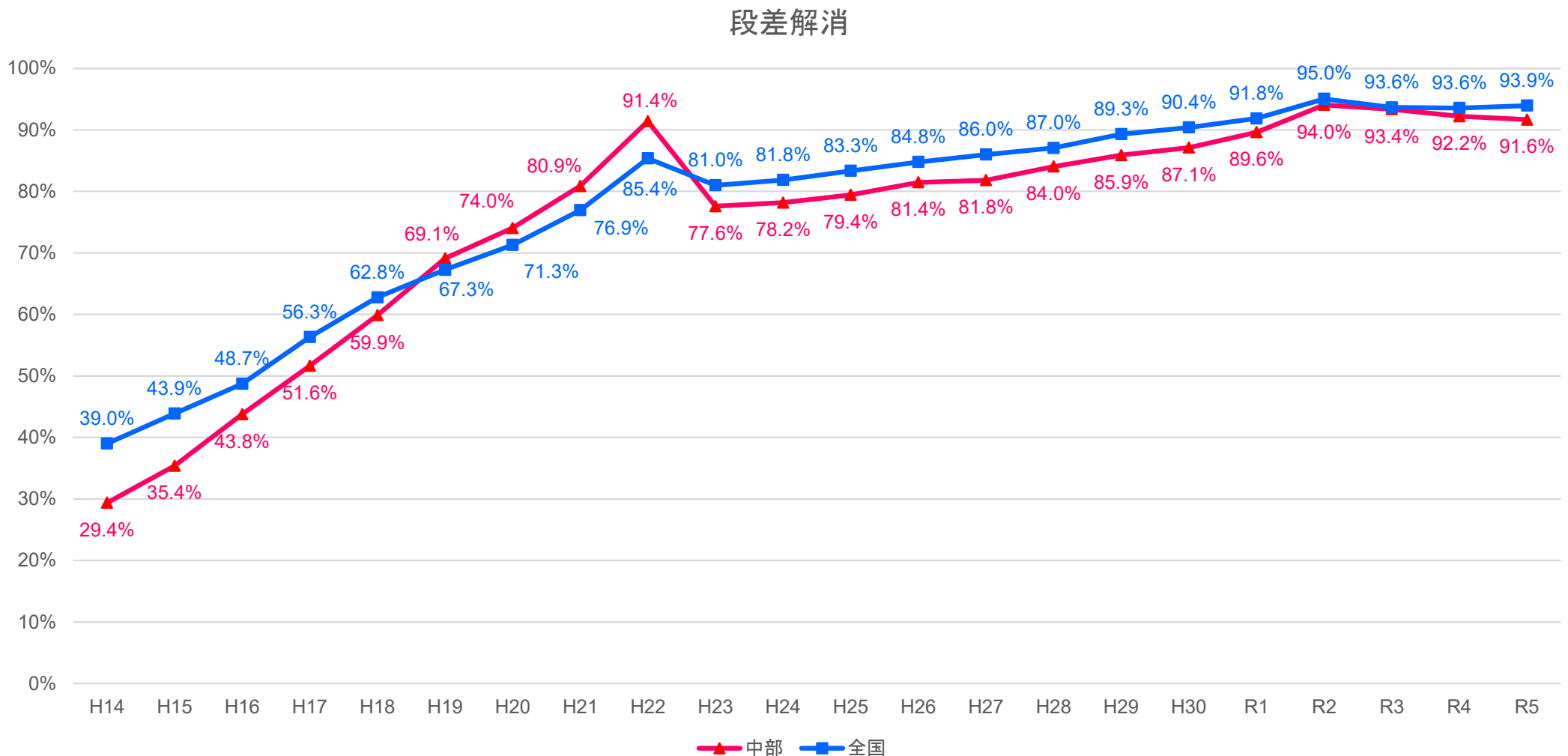
平均利用者が3,000人/日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人/日以上3,000人/日未満の鉄軌道駅のバリアフリー化率について、令和7年度までに原則として全て(100%)について、移動等円滑化を実施するように対象が拡大した。段差の解消については岐阜県及び福井県、視覚障害者誘導用ブロックについては静岡県及び福井県、案内設備については愛知県、岐阜県及び福井県、障害者用トイレについては三重県及び福井県以外が全国平均を下回っている。

(目標値:100% ／2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
鉄軌道駅数	309	62	24	30	6	431	3,546
(うちトイレ設置駅数)	275	60	22	29	6	392	3,303
段差の解消駅数	283	54	24	28	6	395	3,331
割合	91.6%	87.1%	100.0%	93.3%	100.0%	91.6%	93.9%
視覚障害者 誘導用ブロック(駅数)	119	29	10	2	6	166	1,607
割合	38.5%	46.8%	41.7%	6.7%	100.0%	38.5%	45.3%
案内設備	264	45	19	21	6	355	2,735
総施設数に対する割合	85.4%	72.6%	79.2%	70.0%	100.0%	82.4%	77.1%
障害者トイレの設置(駅数)	245	47	18	27	6	343	3,052
割合	89.1%	78.3%	81.8%	93.1%	100.0%	87.5%	92.4%

「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、今回の集計結果より、ブロック形状をJIS規格に統一するために改正された「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令第9条」に適合をもって算定しています。
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000387.html

※バリアフリー化率が全国平均より低い地域を青塗りとする(以下、同じ)

中部の鉄軌道駅のバリアフリー化の推移(1／4)

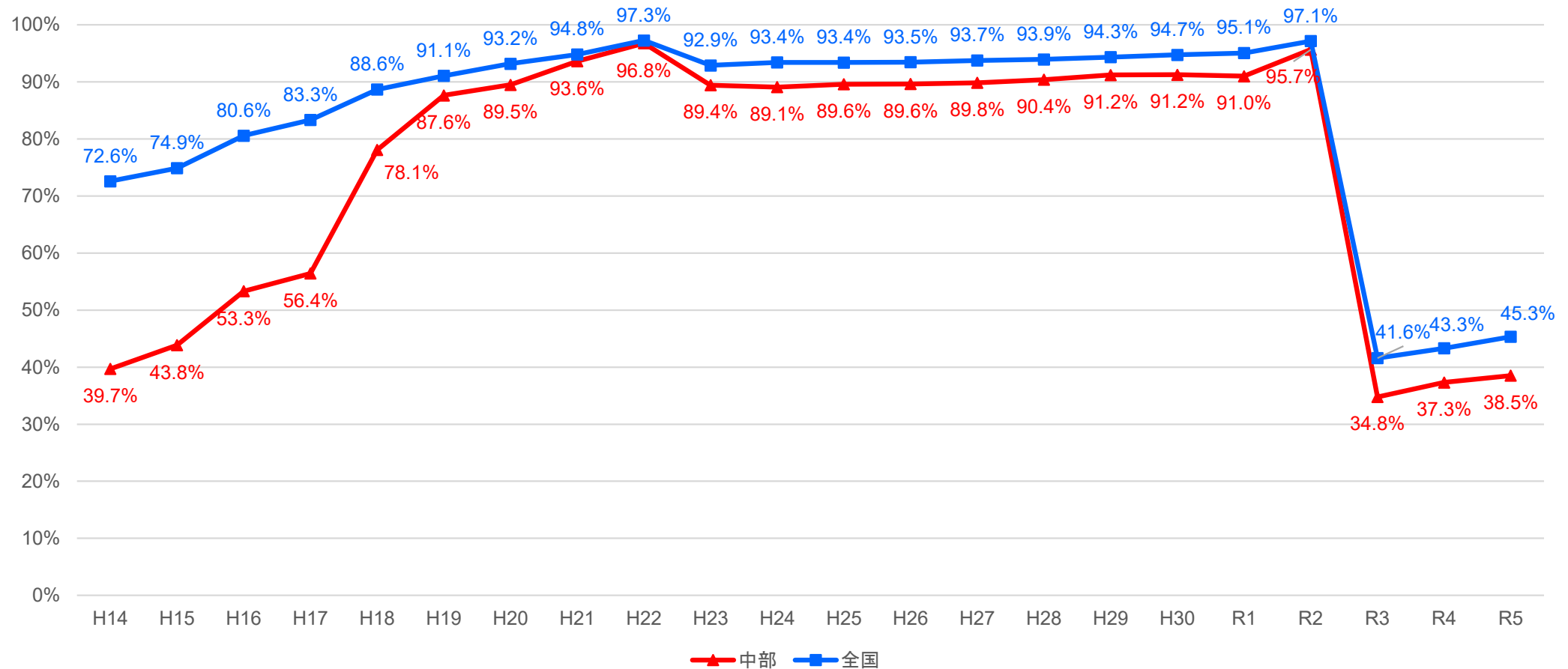


※平成22年度までは旧基本方針に基づき1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、23年度以降は改訂後の基本方針(平成23年4月1日施行)に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。

※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。

中部の鉄軌道駅のバリアフリー化の推移(2/4)

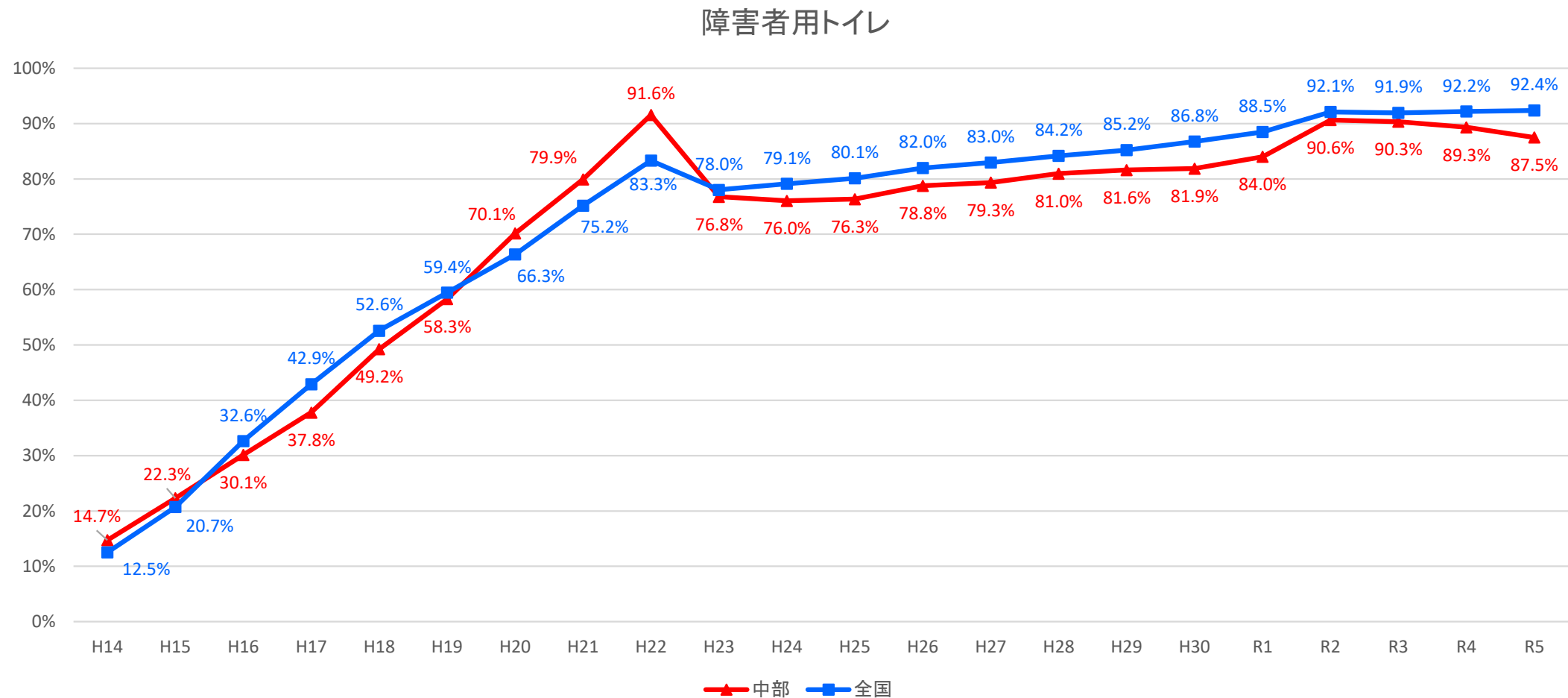
誘導ブロック



※平成22年度までは旧基本方針に基づき1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、23年度以降は改訂後の基本方針(平成23年4月1日施行)に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。

※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。

中部の鉄軌道駅のバリアフリー化の推移(3/4)



※平成22年度までは旧基本方針に基づき1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、23年度以降は改訂後の基本方針(平成23年4月1日施行)に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。

※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。

※「障害者用トイレ」については、トイレを設置している旅客施設における整備状況を示している。

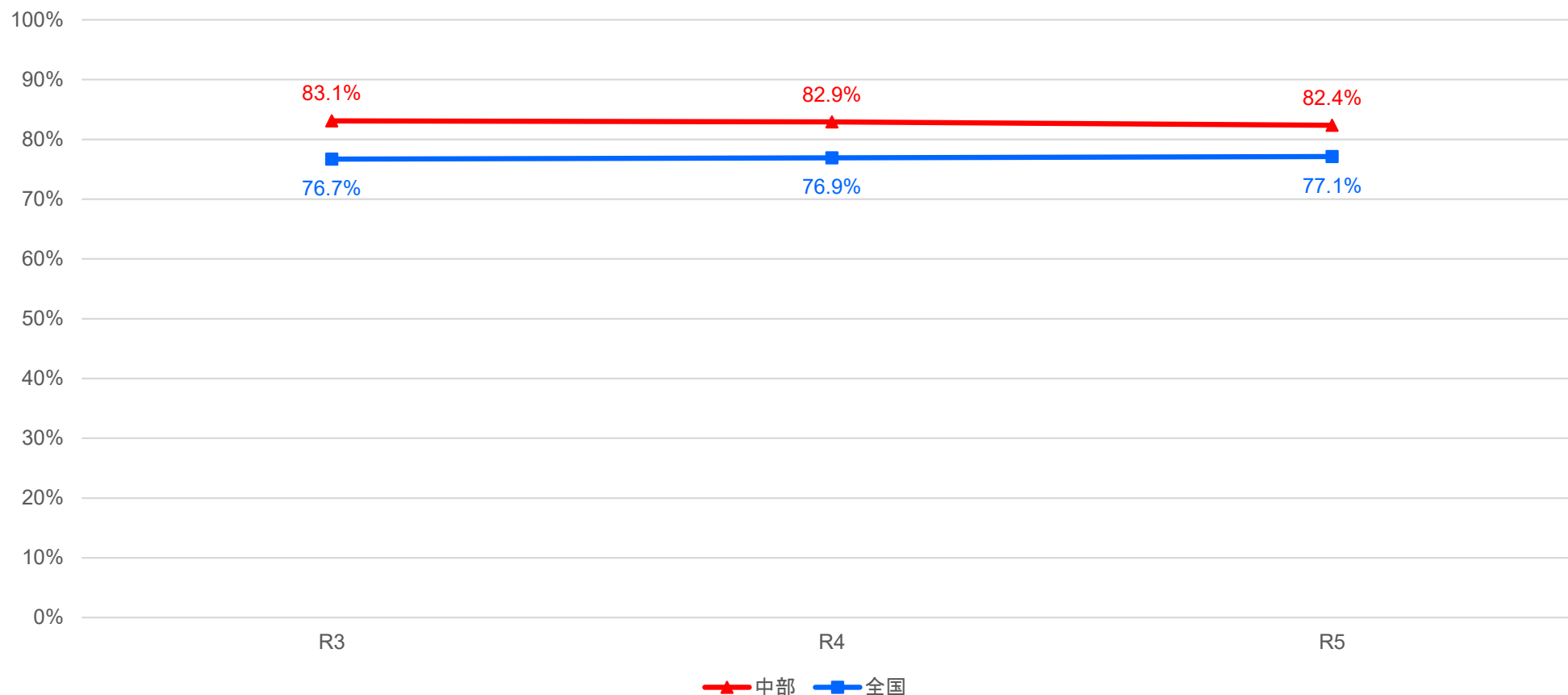
中部の鉄軌道駅のバリアフリー化の推移(4／4)



国土

資料1

案内設備

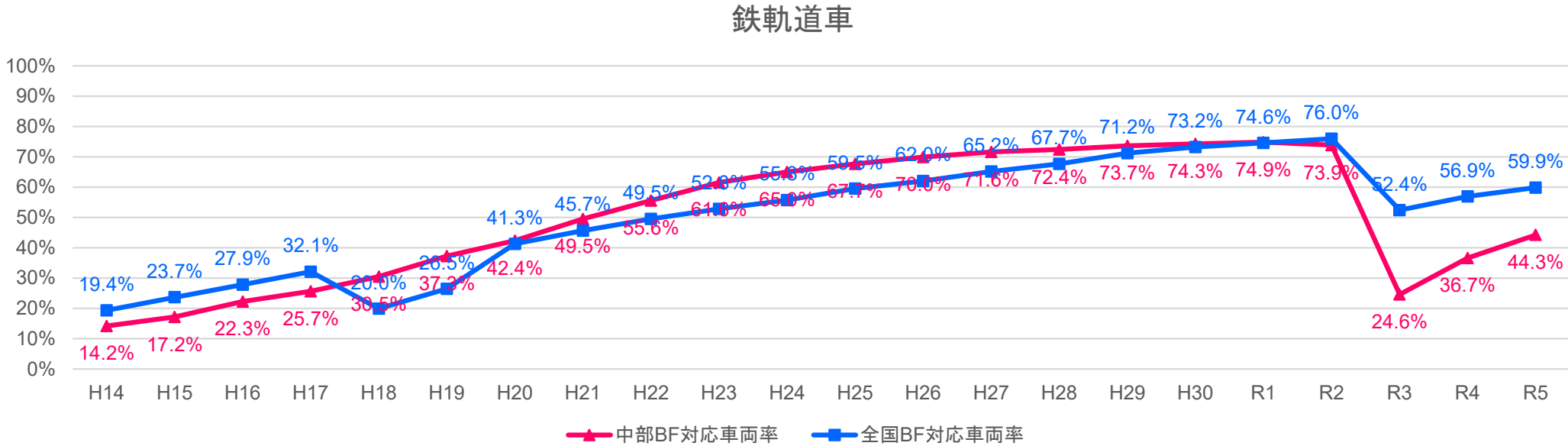


※平成22年度までは旧基本方針に基づき1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、23年度以降は改訂後の基本方針(平成23年4月1日施行)に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。

※ 令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である旅客施設を対象とし、また、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。

鉄軌道車両については、総車両数約52,000両のうち約70%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施するように対象が拡大した。また、今回の集計より、4両編成以上の列車において1列車ごとに2以上の車椅子スペースを設けている車両の数をまとめている。

(目標値:約70% ／2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
総数	5,351	237	54	73	96	5,811	51,868
基準適合車両	2,450	40	7	24	51	2,572	31,047
総数に対する割合	45.8%	16.9%	13.0%	32.9%	53.1%	44.3%	59.9%



バス

中部のバスターミナルのバリアフリー状況(県別)

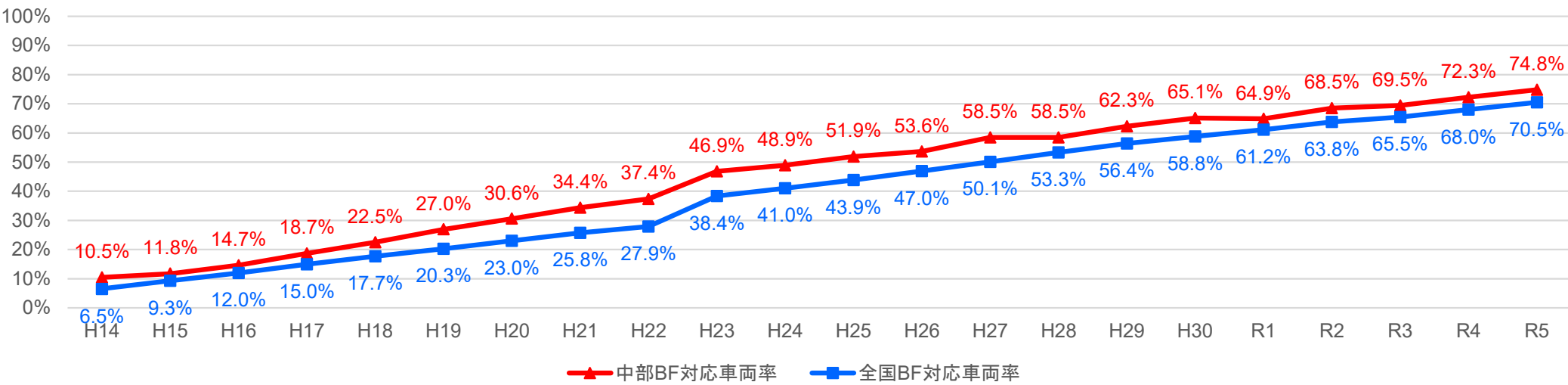
平均利用者が3,000人/日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人/日以上3,000人/日未満のバスターミナルのバリアフリー化率については、令和7年度までに、**原則として全て(100%)**について、移動等円滑化を実施するように対象が拡大した。中部の対象バスターミナルのバリアフリー化は、100%実施済。

(目標値:100% ／2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
バスターミナル数	3	1	該当なし	該当なし	該当なし	4	43
(うちトイレ設置施設数)	3	1	-	-	-	4	36
段差の解消施設数	3	1	-	-	-	4	40
割合	100%	100%	-	-	-	100%	93.0%
視覚障害者誘導用ブロック施設数	3	1	-	-	-	4	37
割合	100%	100%	-	-	-	100%	86.0%
案内設備	3	1	-	-	-	4	34
割合	100%	100%	-	-	-	100%	79.1%
障害者トイレの設置施設数	3	1	-	-	-	4	26
割合	100%	100%	-	-	-	100%	72.2%

バス車両については、令和7年度までにノンステップバスを約80%導入して移動等円滑化を実施することとしており、全国では7割強の導入状況。県別に見ると、愛知県・福井県の進捗率が比較的高い。

(目標値:約80%/2025年度末) ※適用除外認定車両を除く	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
基準適合車両数	1,793	1,234	506	530	218	4,281	44,336
ノンステップバス車両数	1,625	877	245	274	182	3,203	31,269
割合	90.6%	71.1%	48.4%	51.7%	83.5%	74.8%	70.5%

ノンステップバス

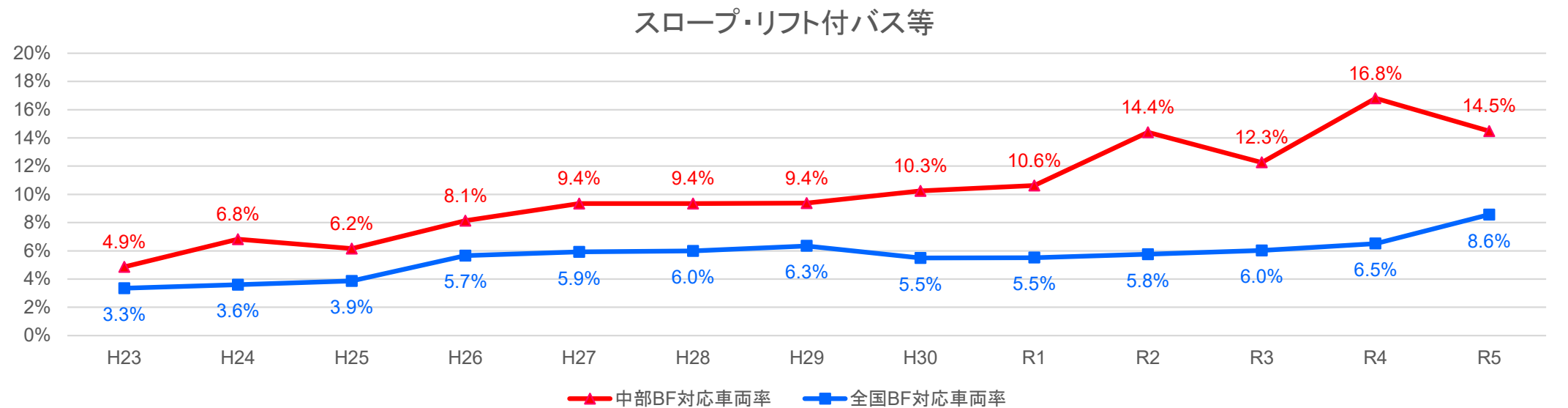


※各県別の考え方は、バス事業者の営業所単位で運輸局に報告されたものの積み上げ。

リフト付きバス等の導入状況(地域別)

リフト付きバス等については、適用除外認定車両(空港等アクセスバスに代表される、床下収納スペースを確保するために低床化が困難、などの理由で移動等円滑化基準の適用除外認定をされた車両)のうち約25%が目標のところ、全国では8.6%の導入状況。
中部については、愛知県、三重県、福井県が全国平均以上。

(目標値:約25%/2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部合計	全国合計
適用除外認定車両数	212	121	116	155	52	656	9,896
リフト付きバス等車両数	37	7	1	32	18	95	847
割合	17.5%	5.8%	0.9%	20.6%	34.6%	14.5%	8.6%



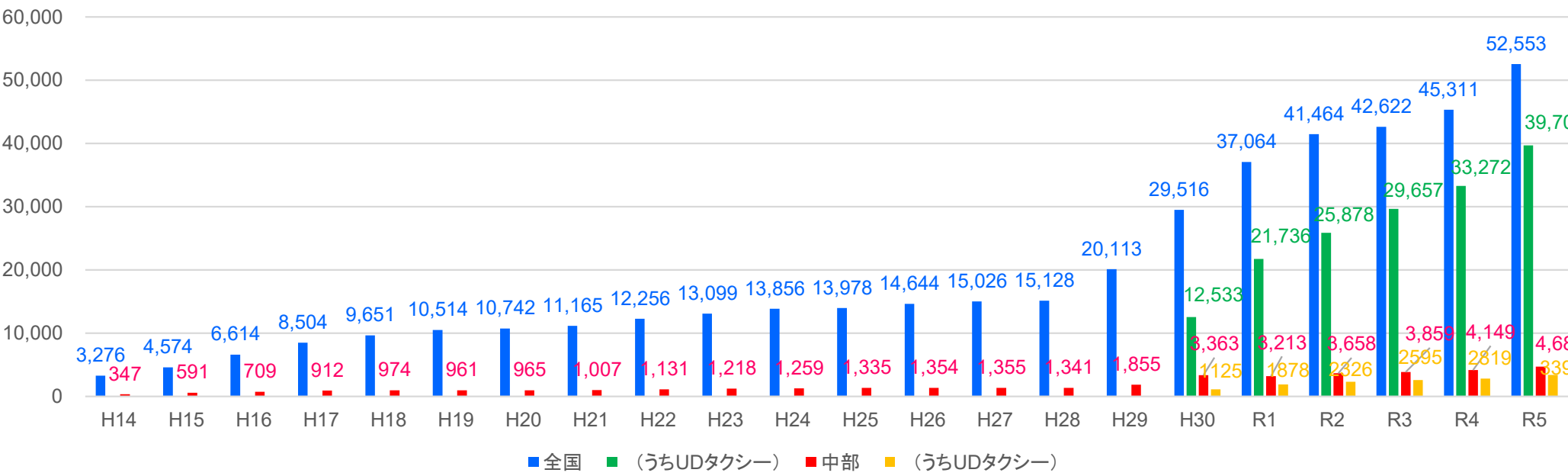
福祉タクシー

タクシー車両については、令和7年度までに、全国で約90,000台の福祉タクシー(UDタクシーを含む。)を導入することとされており、中部では愛知県内の導入数が多い。

【UDタクシー】
ユニバーサルデザインタクシーのこと。流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。

(目標値:約90,000台／2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
基準適合車両	2,827	955	371	402	134	4,689	52,553
うちUDタクシー	2,228	687	250	132	94	3,391	39,708

福祉タクシー



旅客船

中部の旅客船ターミナルのバリアフリー状況(県別)

平均利用者数が2,000人/日以上旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率については、令和7年度までに原則として全て(100%)について、移動等円滑化を実施するように対象が拡大した。中部は愛知県の師崎港のみ該当。

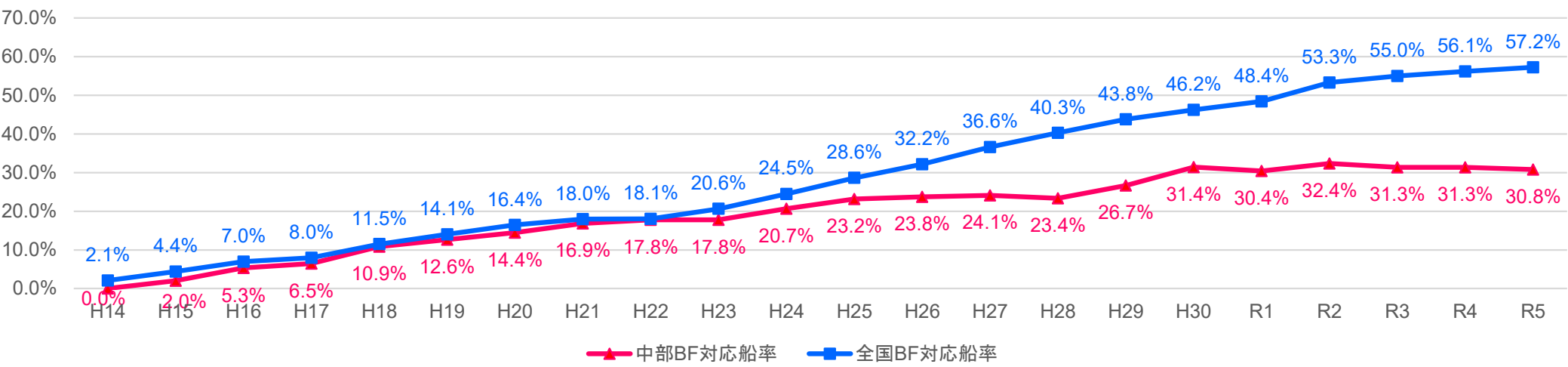
(目標値:約100% ／2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
旅客船ターミナル数	1	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1	17
うちトイレ設置施設数	1	-	-	-	-	1	17
段差解消施設数	0	-	-	-	-	0	16
総施設数に対する割合	0%	-	-	-	-	0%	94.1%
視覚障害者誘導用 ブロック施設数	0	-	-	-	-	0	14
総施設数に対する割合	0%	-	-	-	-	0%	82.4%
障害者トイレの設置 施設数	0	-	-	-	-	0	16
うちトイレ設置施設数に 対する割合	0%	-	-	-	-	0%	94.1%

中部の旅客船のバリアフリー状況(県別)及び推移

全国の旅客船(一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する船舶)総隻数約700隻※のうち約60%に当たる約420隻について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされており、中部では平均で約3割の実施にとどまっている。県別にみると愛知県の割合が高い。

(目標値:約60%/2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
総数	17	16	4	27	1	65	657
基準適合船舶	11	1	1	7	0	20	376
総数に対する割合	64.7%	6.3%	25.0%	25.9%	0%	30.8%	57.8%

旅客船



※各県別の考え方は、航路の起点により整理。なお、起点が管轄する運輸局等でない他県等の場合は、本社所在地の管轄する運輸局等で整理。

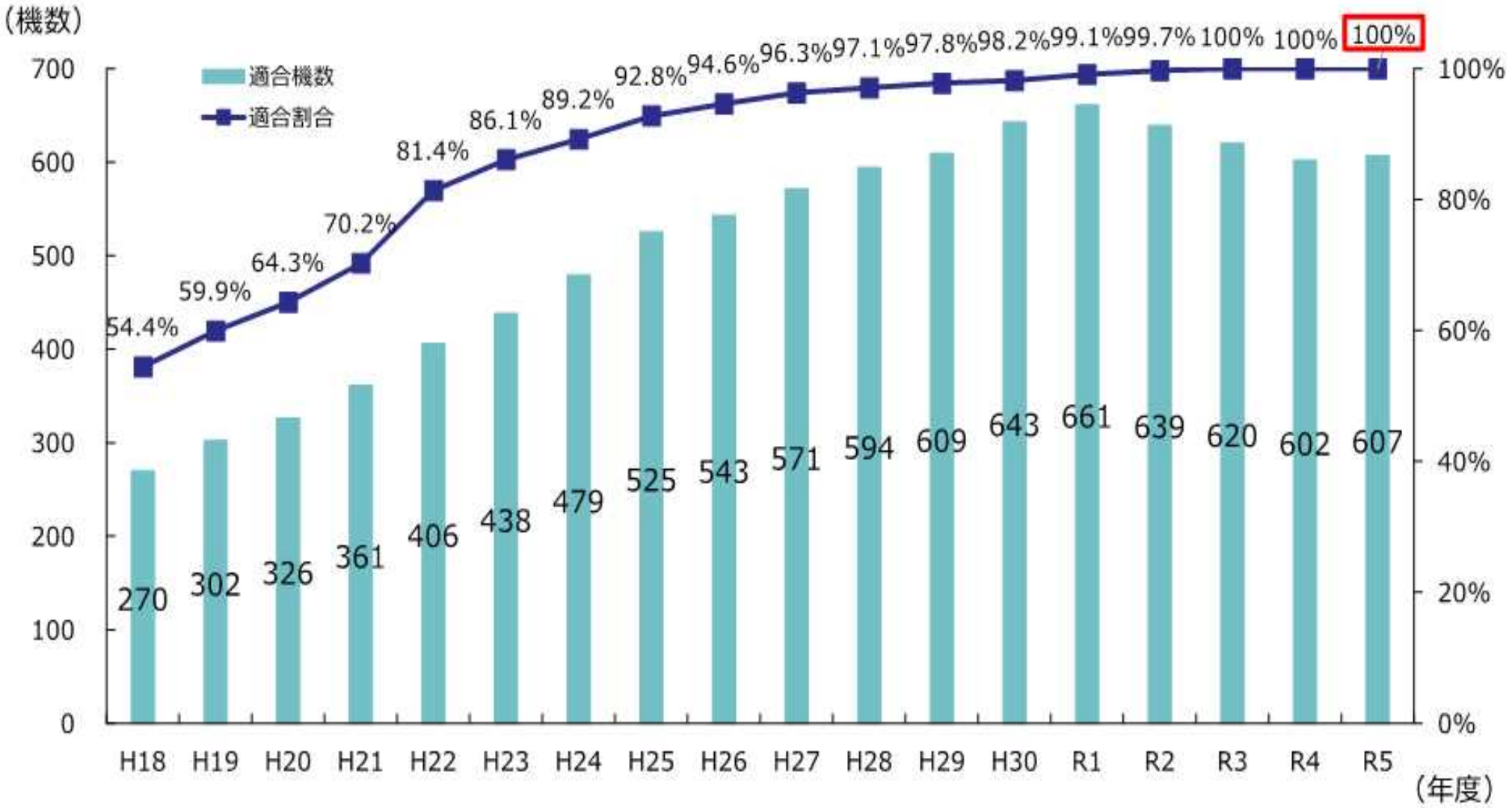
航空

平均利用者数が2,000人/日以上航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化率については、令和7年度までに、**原則として全て(100%)**について移動等円滑化を実施するように対象が拡大したが、中部を含む全ての地域において、航空旅客ターミナルのバリアフリー化は目標を達成した。

(目標値:100% ／2025年度末)	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
航空旅客ターミナル数	3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3	43
(うちトイレ設置 ターミナル数)	3	—	—	—	—	3	43
段差の解消数(施設数)	3	—	—	—	—	3	43
総施設数に対する割合	100%	—	—	—	—	100%	100.0%
視覚障害者 誘導用ブロック(施設数)	3	—	—	—	—	3	42
総施設数に対する割合	100%	—	—	—	—	100%	97.7%
障害者トイレの 設置施設数	3	—	—	—	—	3	43
うちトイレ設置ターミナル数に対する割合	100%	—	—	—	—	100%	100.0%

航空機のバリアフリー化の推移(全国)

総機数約670機※について、令和7年度までに、原則として全て(100%)移動等円滑化を実施することとされており、着実に導入が進められ、令和3年度末までに100%が実施済みとなり、目標を達成した。



(公共交通移動等円滑化実績等報告による)

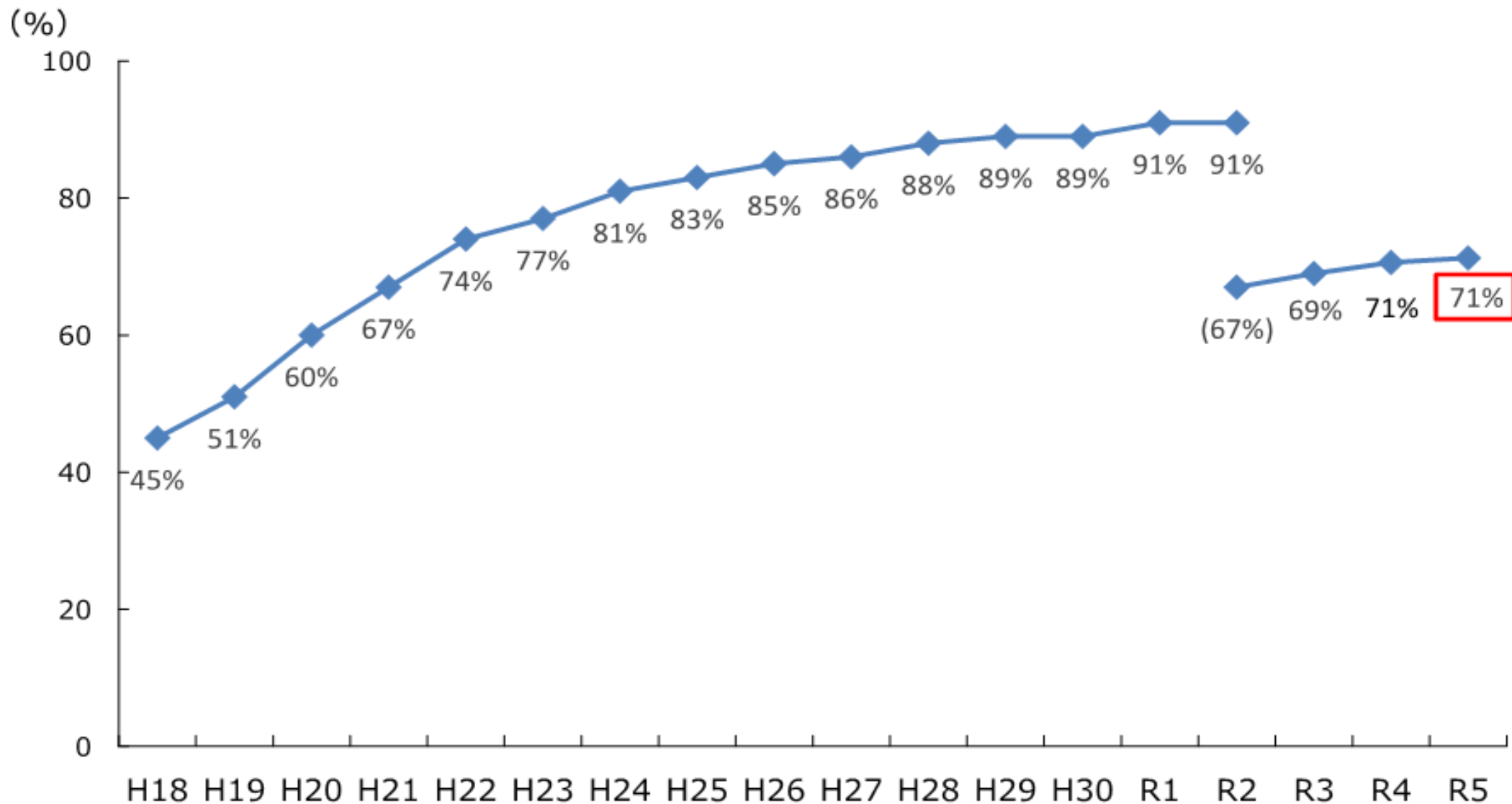
道 路

※地域については各地方整備局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。

北海道	(北海道)
東北	(青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県)
関東	(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
北陸	(新潟県、富山県、石川県)
中部	(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)
近畿	(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県)
中国	(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
四国	(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
九州	(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
沖縄	(沖縄県)

特定道路のバリアフリー化の推移(全国)

原則として重点整備地区(移動等円滑化基本構想を定める際に各市町村が指定した、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的に進めるべき地区)内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約70%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施することとされており、着実に整備が進められ、令和5年度末までに約71%が実施済みとなった。



※特定道路は令和元年度に約2,400km追加指定され、全体約4,450kmとなったことから、令和2年度については併記している。

特定道路のバリアフリー状況(地域別)

重点整備地区(移動等円滑化基本構想を定める際に各市町村が指定した、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的に進めるべき地区)内の主要な生活関連経路を構成する特定道路のバリアフリー化は、約7割について実施済。地域別に見ると、北海道、東北、北陸、中部、沖縄における進捗率が比較的高い。(目標:令和7年度約70%)

(目標値:70%)	北海道	東北	関東	北陸	中部
道路延長(km)	288.3	157.7	1706.5	90.9	410.9
整備延長(km)	263.9	133.9	1019.5	84.8	347.0
割合	92%	85%	60%	93%	84%

(目標値:70%)	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
道路延長(km)	1100.6	177.1	81.5	403.3	28.8	4445.6
整備延長(km)	775.4	138.9	65.0	316.0	23.8	3168.1
割合	70%	78%	80%	78%	83%	71%

都市公園

都市公園のバリアフリー状況(県別)

第3次目標においては、園路及び広場(特定公園施設であるものに限る。以下同じ。)及び便所の設置された規模の大きい概ね2ha以上の都市公園の約70%、並びに駐車場の設置された都市公園の約60%について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとしている。県別に見ると、園路及び広場ならびに便所については愛知県・静岡県、駐車場については福井県・三重県の達成率が比較的高い。

(目標値:約70%/2025年度末)		愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
園路及び広場	総数	529	249	169	152	94	1,193	9,542
	基準適合の数	387	183	62	93	57	782	6,121
	割合	73.2%	73.5%	36.7%	61.2%	60.6%	65.5%	64.1%

(目標値:約60%/2025年度末)		愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
駐車場	総数	304	177	127	99	57	764	6,070
	基準適合の数	154	107	61	63	39	424	3,406
	割合	50.7%	60.5%	48.0%	63.6%	68.4%	55.5%	56.1%

(目標値:約70%/2025年度末)		愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
便所	総数	496	239	162	137	94	1,128	9,094
	基準適合の数	318	171	91	85	59	724	5,818
	割合	64.1%	71.5%	56.2%	62.0%	62.8%	64.2%	64.0%

路外駐車場

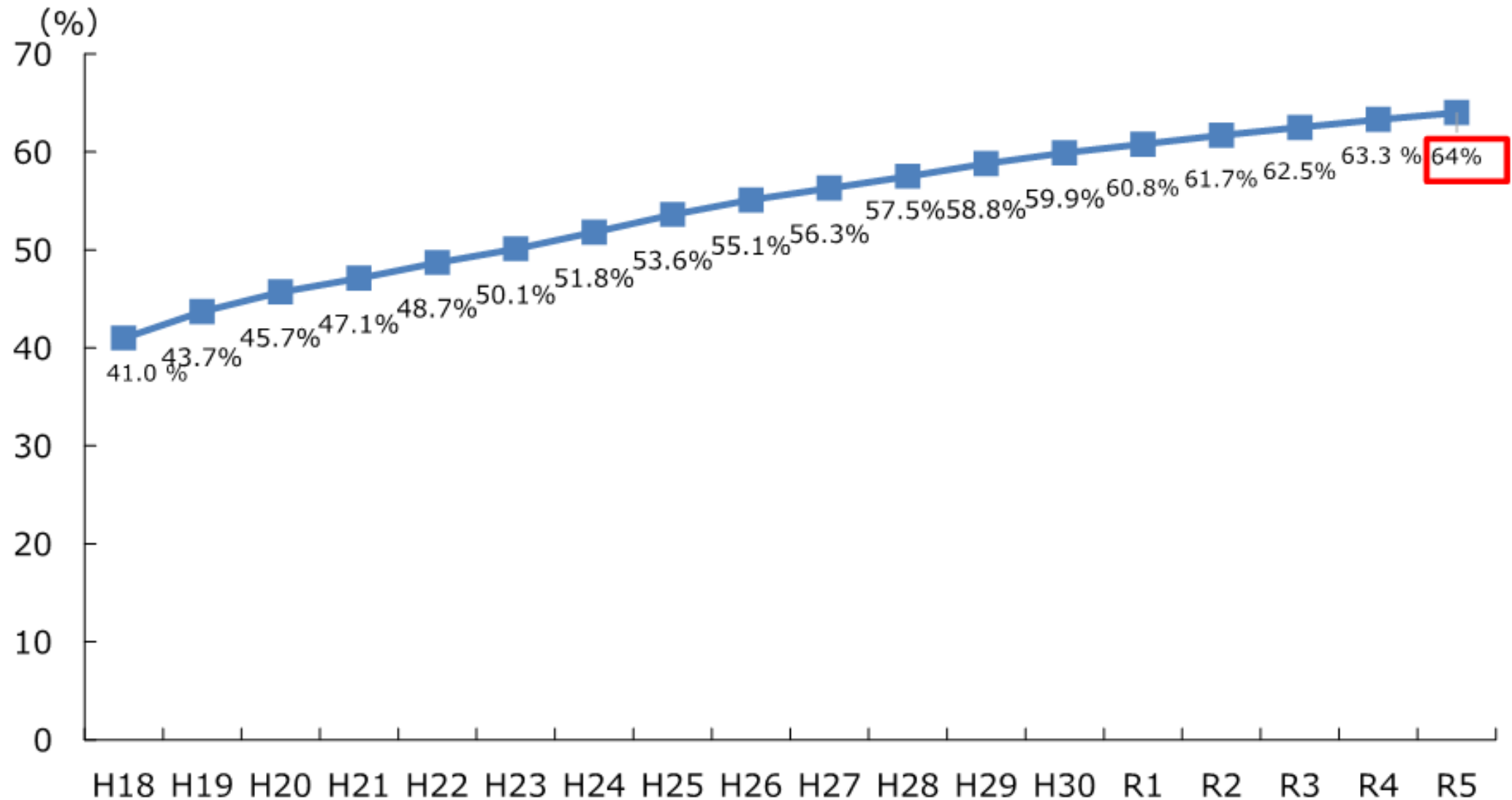
特定路外駐車場(道路の付属物や公園施設等に付属する駐車場を除き、駐車面積が500平方メートル以上で、かつ料金を徴収する路外駐車場)の約75%について、令和7年度までに移動等円滑化を実施することとされており、着実に導入が進められた結果、中部では平均76%において実施済み。県別では、愛知県・岐阜県の進捗率が高い。

(目標値:約75%/2025年度末)		愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県	中部 合計	全国 合計
路外駐車場	総数[箇所]	167	93	40	50	20	370	2,929
	基準適合の数 [箇所]	141	59	32	35	12	279	2,209
	割合	84.4%	63.4%	80.0%	70.0%	60.0%	75.4%	75.4%

建築物

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物(公立小学校等を除く)の総ストックの約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施するように新たな目標が設定された。

令和5年度末までに約64%が実施済みとなっている。



信号機等

※地域については管区警察局等の管轄区域を基本としており、内訳は以下のとおり。

北海道警察(北海道)

東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

警視庁(東京都)

関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

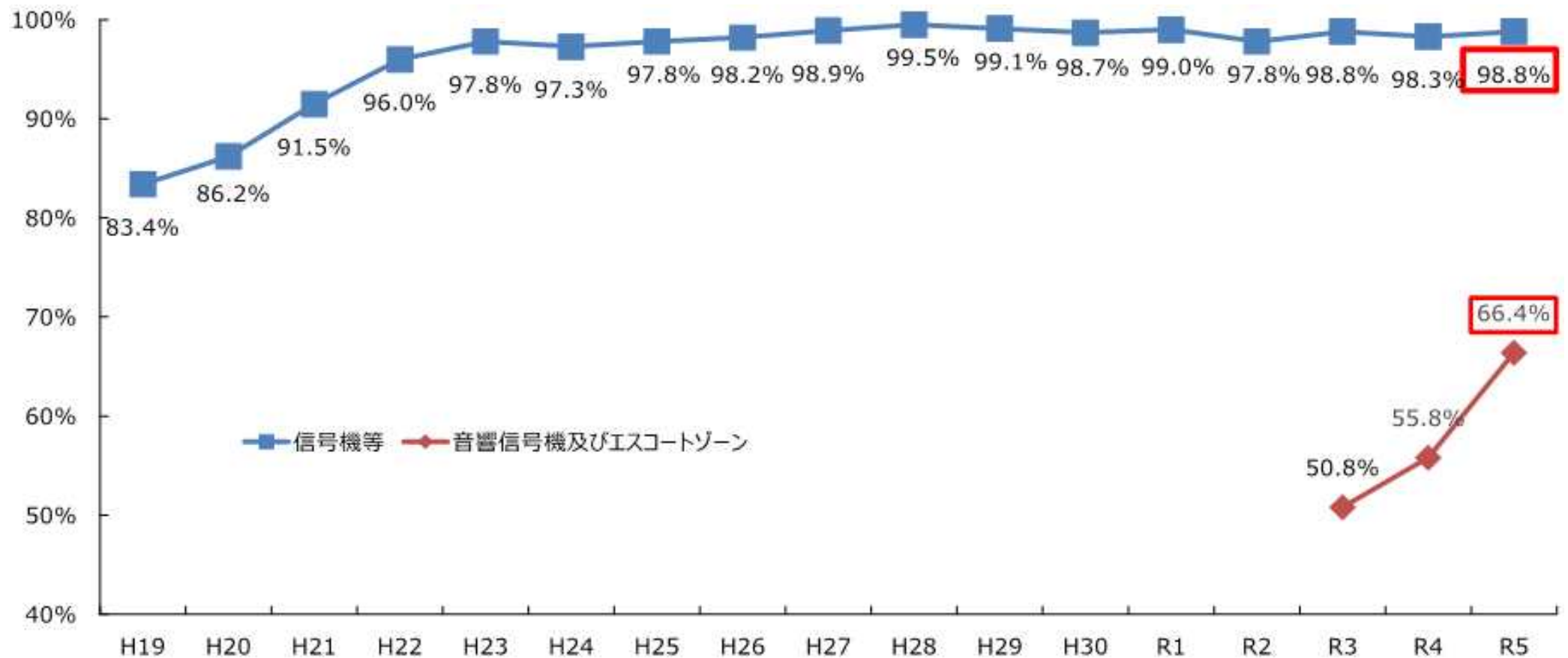
中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

重点整備地区(移動等円滑化基本構想を定める際に各市町村が指定した、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的に進めるべき地区)内の**主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等**については、令和7年度までに、**原則として全て(100%)の当該道路**において、音響信号機、高齢者等感應信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施することとされており、**着実に導入が進められ、令和5年度末までに98.8%が実施された。**

また、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、**視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等**については、令和7年度までに**原則として全ての当該部分**において音響信号機及びエスコートゾーンを設置することとされ、令和5年度末までに66.4%が実施された。



重点整備地区(移動等円滑化基本構想を定める際に各市町村が指定した、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的に進めるべき地区)内の主要な生活関連道路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化の状況を示した表となっている。全国的に着実に進んでおり、中部運輸局管内においても高い数値となっている。(目標:令和7年度原則100%)

※令和5年度末時点 管区警察局別

北海道	東北	東京都	関東 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 神奈川・新潟・山梨・長野・静岡	中部 富山・石川・福井・岐阜・愛知・ 三重
100%	100%	96.1%	99.7%	99.5%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
99.8%	96.9%	100%	99.1%	98.8%

愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県
98.8%	100%	100%	99.0%	100%

《信号機等のバリアフリー化とは》

音響信号機、高齢者等感応信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示等を設置すること(移動等円滑化の促進に関する基本方針一2(7))



音響信号機及びエスコートゾーンのバリアフリー状況(地域別)

※警察庁資料

重点整備地区(移動等円滑化基本構想を定める際に各市町村が指定した、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的に進めるべき地区)内の**主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等**において、**原則として全て(100%)の当該部分において音響信号機及びエスコートゾーンを設置することとされており、令和5年度末までに66.4%が実施された。**

地域別に見ると、東京都、中国、四国において進捗率が高く、中部運輸局管内では、静岡県と福井県の進捗率が高い。

※令和5年度末時点 管区警察局別

北海道	東北	東京都	関東 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 神奈川・新潟・山梨・長野・静岡	中部 富山・石川・福井・岐阜・愛知・ 三重
—	56.0%	82.5%	49.5%	76.4%

近畿	中国	四国	九州	全国平均
54.6%	75.8%	54.4%	65.8%	66.4%

	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県	福井県
音響機能付加信号機及びエスコートゾーンの設置率	89.4%	100%	44.4%	12.5%	100%
音響機能付加信号機の設置率	100%	100%	88.9%	100%	100%
エスコートゾーンの設置率	89.4%	100%	44.4%	12.5%	100%